

用語の解説

健全化判断比率

財政の健全度を表す4つの指標の総称で、財政状況を客観的に表すことで、財政の健全化や再生の必要性を判断します。

【指標】

- ① 実質赤字比率**
一般会計等の赤字の程度を示す指標です。本町は、一般会計が該当します。
- ② 連結実質赤字比率**
町のすべての会計の赤字の程度を示す指標です。本町は、一般会計と特別会計が該当します。
- ③ 実質公債費比率**
一般会計の支出のうち、借入金の返済額等の程度を示す指標です。本町は地方債の返済額および一部事務組合への負担金、公営企業に対する繰出金のうち借入金の返済に充てたと認められる分などが該当します。令和2年度（過去3年の平均値）は8.0%で、早期健全化基準に該当していませんが、上昇傾向にあります。
- ④ 将来負担比率**
借入金の返済など、将来見込まれる負債額の程度を示す指標です。負債額がどの程度将来の財政運営に圧迫するかがわかります。令和2年度は44.2%で、早期健全化基準には該当していませんが、上昇傾向にあります。

【基準】

- ① 早期健全化基準**
財政運営状況が「黄色信号」となっていることを示す基準です。4つの指標のうち、1つでもこの基準を超えると「財政健全化団体」となり、財政健全化計画を策定し、その計画に沿って自主的に財政再建に取り組まなければなりません。
- ② 財政再生基準**
財政運営状況が「赤信号」となっていることを示す基準です。将来負担比率を除く3つの指標のうち、1つでもこの基準を超えると「財政再生団体」となり、財政再生計画を策定し、国の指導のもとで財政再建を行うこととなります。また、税金や公共料金が上がるなど、住民サービスの見直しをせざるを得なくなります。

資金不足比率

実質赤字額もしくは資金不足額が事業規模に対してどの程度の割合かを示す比率で、公営企業会計の経営状態を表すものです。事業規模とは、本町では下水道使用料などで得られる収入にあたります。

【基準】

経営健全化基準

公営企業会計の財政運営状況が「黄色信号」となっていることを示す基準です。資金不足比率が経営健全化基準を超えると「経営健全化団体」となり、経営健全化計画を策定し、その計画に沿って自主的に経営の健全化に取り組まなければなりません。

【お問い合わせ先】 企画財政課 財政係 ☎52-5850

令和2年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率

地方公共団体は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、毎年度財政指標を算定し、議会に報告するとともに公表することが義務付けられています。

町の財政はどのような状況なのか、指標をもとにお知らせします。

各指標の対象会計

特別会計	一般会計	一般会計等	実質赤字比率 連結実質赤字比率 実質公債費比率 将来負担比率	資金不足比率
	国民健康保険特別会計	公営事業会計		
	介護保険特別会計			
	後期高齢者医療特別会計			
下水道事業特別会計	公営企業会計			
一部事務組合・広域連合		熊本県市町村総合事務組合 氷川町及び八代市中学校組合 熊本県後期高齢者医療広域連合 八代広域行政事務組合 八代生活環境事務組合		
地方公社・第3セクターなど		宮原まちづくり株式会社 有限会社氷川町まちづくり振興会		

健全化判断比率

財政はすべての指標で「健全」

令和2年度決算に基づく健全化判断比率・資金不足比率は右表のとおりで、いずれも国が定める基準を下回りました。

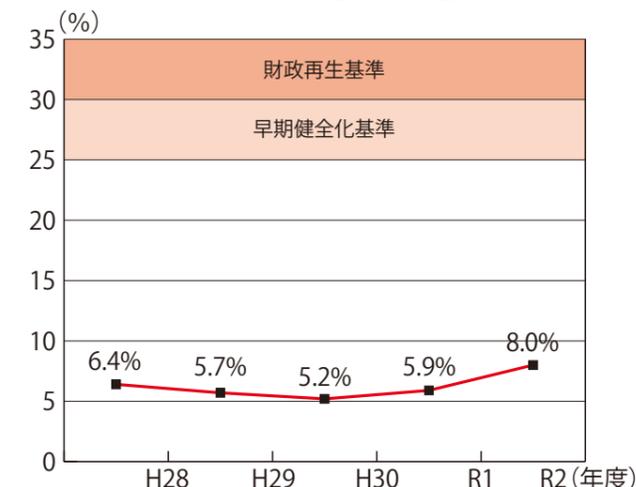
実質赤字比率・連結実質赤字比率・資金不足比率は、黒字のため該当ありませんでした。

指標名	令和2年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	15%	20%
連結実質赤字比率	-	20%	30%
実質公債費比率	8.0%	25%	35%
将来負担比率	44.2%	350%	

資金不足比率

特別会計の名称	令和2年度	経営健全化基準
下水道事業特別会計	-	20%

実質公債費比率の推移



将来負担比率の推移

